

2008年度
関西学院大学ロースクール

一般入試（法学既修者）

商		法	問題
民	事	訴	問題
刑	事	訟	問題
行	政	法	問題

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません

○解答はすべてマーク式解答用紙にマークしてください。

- ・マークはマーク枠の中を完全にぬりつぶしてください。
- ・一度記入したマークを訂正する場合、消しゴムで完全に消してからマークしなおしてください。

【商 法 問 題】

設問1 商人・商行為に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 農業を営み、農産物を農業協同組合に出荷している自然人は、商人ではない。
- イ 農産物を生産・出荷している会社は、商人である。
- ウ 生命保険会社は、相互保険会社形態から株式会社形態に組織変更されても、商人とはならない。
- エ 土を買い入れて瓦を生産し、それを販売する行為は、絶対的商行為である投機購買の実行行為といえる。
- オ 銀行から資金を借り入れて貸し付けを行う貸金業者の行為は、与信行為はあっても受信行為はないので、営業的商行為とはならない。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問2 会社に係る表見支配人に関する次の記述のうち、誤っているものの組合せを1つ選びなさい。

- ア 会社の本店または支店の主任者であることを示す名称を付した使用人は、相手方が悪意である場合を除き、その本店または支店の事業に関して、一切の裁判外の行為をする権限を有するものとみなされる。
- イ 判例によれば、主任者であることを示すべき名称が付されていても、当該本店・支店に事業所としての実質がなければ、支店の登記があるような場合を除いて、表見支配人に関する規定は適用されないと解されている。
- ウ 表見支配人に関する規定は相手方が悪意であれば適用されないが、判例によれば、相手方が取引の当時善意であれば足りると解されている。
- エ 支配人を解任され、その旨の登記が了していれば、解任された支配人がその後主任者たる名称を用いて第三者と取引を行っても、表見支配人に関する規定の適用はない。
- オ 支配人に選任されたが、まだその旨の登記がなされていないときには、当該支配人は表見支配人である。

Ⓐ : アとイ Ⓑ : イとウ Ⓒ : ウとエ Ⓓ : エとオ Ⓔ : イとエ

設問3 公開会社に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 公開会社は、必ず取締役会を設置しなければならない。
- イ 公開会社は、大会社でなければ、会計参与を置く必要はない。
- ウ 公開会社は、大会社でなければ、監査役会を置く必要はない。
- エ 公開会社は、大会社でなければ、会計監査人を置く必要はない。
- オ 公開会社は、3委員会（指名委員会、監査委員会、報酬委員会）を設置することができる。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問4 株式会社の設立に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア 現物出資をなし得るのは、発起人以外の者に限られる。
- イ 財産引受をなし得るのは、発起人以外の者に限られる。
- ウ 設立に際して発行する株式の数は、最小限、発行可能株式数の4分の1でなければならない。これは、設立しようとする株式会社が公開会社であるか、公開会社でないかを問わない。
- エ 発起設立では、発起人の全員の同意により設立時取締役を選任しなければならない。
- オ 募集設立では、設立時取締役は、創立総会で選任される。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問5 自己株式に関する次の記述のうち、正しいものの組合せを1つ選びなさい。

- ア 会社は、自己株式を取得したときには、金庫株として保有することは許されず、遅滞なく処分しなければならない。
- イ 会社の保有する自己株式には、議決権は認められないが、剰余金配当請求権は認められる。
- ウ 自己株式は、危険な資産として政策的にその資産性を否定されていることから、会社の貸借対照表において資産の部に計上することは許されない。
- エ 自己株式を処分するときには、吸収合併で存続会社が自己株式を交付する場合など会社法がとくに認めている場合以外は、会社成立後の株式の発行と同じく、募集株式の発行手続によらなければならない。
- オ 会社は自己株式を消却することができるが、取締役会設置会社では、取締役会の決議を必要とする。

Ⓐ : アとイ Ⓑ : イとウ Ⓒ : ウとオ Ⓓ : ウとエ Ⓔ : エとオ

設問6 株式会社の取締役に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア 株式会社における取締役の選任決議の定足数は、定款に別段の定めがない限り、議決権を行使できる株主の議決権の三分の一を下ることはできない。
- イ 株式会社は、定款に別段の定めがあっても、株主の請求があれば、累積投票を行わなければならない。
- ウ 株主総会が取締役を解任する決議を行うには、解任するに足る正当な理由が必要である。
- エ 会社法上の公開会社では、取締役が株主でなければならない旨を定款で定めることができない。
- オ 取締役を解任する総会決議が否決されたときには、すべての株主は取締役を解任する訴えを提起できる。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問 7 取締役と取締役会設置会社との間の利益相反取引に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア 会社と取締役との利益相反取引について、取締役会の承認を得れば、その取引により会社に損害が生じても、当該取締役はその損害について会社に賠償する責任を負わない。
- イ 取締役の債務を会社が保証するような、いわゆる間接取引については、取締役会の承認は必要としない。
- ウ 利益相反取引に係る取締役会の承認決議には、会社と取引する取締役は議決権を行使できない。
- エ 利益相反取引に係る取締役会の承認決議において賛成した取締役は、たとえ、職務上の注意を怠っていないことを証明できたとしても、取引により生じた損害を賠償をする責任を免れない。
- オ 委員会設置会社では、取締役と会社との利益相反取引ではなく、執行役と会社との利益相反取引が取締役会での承認を必要とする。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問 8 委員会設置会社の執行役に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア 執行役は三名以上でなければならない。
- イ 執行役は、各自会社を代表する権限を有する。
- ウ 執行役は取締役を兼ねることはできない。
- エ 執行役は当該会社の監査委員会の委員を兼ねることはできない。
- オ 執行役は合議でもってその職務の分掌を決めなければならない。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問 9 資本金に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 株式会社の資本金の額は定款で定める必要はない。
- イ 株式会社の設立または株式の発行に際して株主が払込みまたは給付した額はその二分の一まで資本金に計上しなければならないが、二分の一を超えない部分は資本準備金に計上することができる。
- ウ 株式会社が株式分割または株式併合をしても、資本の額は変わらない。
- エ 株式会社は、準備金の額を増加させて、資本金の額を減少させることはできない。
- オ 株式会社は、剰余金の額を減少させて、資本金の額を増加させることができる。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問 10 会社法上の訴訟に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 株主が株主総会決議取消の訴えを提起するには、その決議が行われた総会決議時における株主でなければ原告適格は認められない。
- イ 株主が株主総会決議取消の訴えを提起できるのは、決議の日から三ヶ月以内である。
- ウ 株主総会決議の内容が法令に反するときには、無効確認の訴えを提起することができるが、その提起の期間は、決議の日から三ヶ月に限られない。
- エ 株主総会決議の不存在確認の訴えを提起できる者は、確認の利益を有する限り、当該会社の株主に限られない。
- オ 会社の設立無効は、訴えでもってのみその無効を主張できる。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

--- このページは空白です ---

【民事訴訟法 問題】

設問1 訴訟能力に関する次の記述のうち、誤っているものの組合せを1つ選びなさい。

- ア 一部の例外を除き、未成年者は、法定代理人の同意があっても、単独で訴訟行為をすることができない。
- イ 成年被後見人は、日常生活に関する行為に係る事件を除き、単独で訴訟行為をすることができない。
- ウ 訴訟無能力者に対する送達は、本人または法定代理人にする。
- エ 訴訟能力を欠く者がした訴訟行為は、法定代理人の追認があれば、行為の時にさかのぼってその効力を生じる。
- オ 当事者が、訴訟の係属中に訴訟無能力者となった場合でも、訴訟代理人がいれば、手続が中断することはない。

Ⓐ : アとイ Ⓑ : イとウ Ⓒ : ウとエ Ⓓ : エとオ Ⓔ : アとウ

設問2 訴訟上の代理に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 実体法上法定代理人の地位にある者は、訴訟法上も法定代理人として行為する。
- イ 法定代理人は、手続上、当事者に近い扱いを受けるため、証人尋問ではなく当事者尋問の対象とされる。
- ウ 法定代理人は、手続上、当事者に近い扱いを受けるため、既判力の主観的範囲に含まれる。
- エ 民事訴訟法の規定により、個々の事件のために裁判長や裁判所が選任する特別代理人を、訴訟法上の特別代理人という。
- オ 本人の意思に基づかないで選任される訴訟法上の特別代理人は、任意代理人ではなく法定代理人に分類される。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問3 次の記述のうち、判例に照らして誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 共同相続人の一部の者が残りの者を相手方として提起する、特定の財産が遺産に帰属することの確認を求める訴えは適法である。
- イ 共同相続人の一人が他の相続人を相手方として提起する、被告の具体的相続分の確認を求める訴えは不適法である。
- ウ 子が死亡した後であっても、母が検察官を相手方として提起する親子関係確認の訴えは適法である。
- エ 遺言者の生存中に、遺言者の唯一の推定相続人が遺言者と受遺者とされる者を相手方として提起する遺言無効確認の訴えは適法である。
- オ 遺産分割審判手続の進行中に共同相続人の一人が他の相続人を相手方として提起する、被相続人より被告らに贈与された財産が特別受益財産であることの確認を求める訴えは不適法である。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問4 争点整理手続に関する次の記述のうち、正しいものの組合せを1つ選びなさい。

- ア 準備的口頭弁論を行うためには、予め当事者の意見を聴かなければならない。
- イ 弁論準備手続は、必ず当事者双方が立ち会うことのできる期日において行わなければならない。
- ウ 裁判所は、弁論準備手続の期日において、文書の証拠調べをすることができる。
- エ 裁判所は、当事者双方の申立てがあれば、弁論準備手続に付する裁判を取り消さなければならない。
- オ 裁判所は、両当事者の同意がなければ、書面による準備手続に付することができない。

Ⓐ : アとイとウ Ⓑ : イとウとエ Ⓒ : ウとエとオ
Ⓓ : アとエとオ Ⓔ : アとイとオ

設問5 次の記述のうち、判例に照らして正しいものの組合せを1つ選びなさい。

- ア 契約が代理人によって締結されたことの主張がなくても、裁判所は、代理人によって締結されたとして契約の成立を認定することができる。
- イ 契約が代理人によって締結されたと主張されていても、裁判所は、本人間で直接締結されたとして契約の成立を認定することができる。
- ウ 被告が留置権行使の意思を表明していなくても、留置権取得の事実関係が主張されていれば、裁判所は留置権を斟酌して判決することができる。
- エ 間接事実についての自白には、自白の拘束力（不可撤回性）が認められる。
- オ 釈明権の範囲と釈明義務の範囲は常に一致する。

Ⓐ：アとイ Ⓑ：アとウ Ⓒ：アとエ Ⓓ：ウとエ Ⓔ：ウとエとオ

設問6 証拠調べに関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 判例によれば、証拠申出は、証拠調べ完了後は、撤回することができない。
- イ 証人能力は、当事者及びその法定代理人以外のすべての第三者に認められるので、訴訟能力のない幼児も証人となりうる。
- ウ 裁判所は、公務員を証人として職務上の秘密について尋問する場合には、当該監督官庁の承認を得なければならない。
- エ イン・カメラ審理手続で提示された文書について、裁判所は、提出義務の存否に限り判断するだけであって、提示文書の証拠調べを行うわけではない。
- オ 当事者が文書提出命令に従わないときは、裁判所はいつでも要証事項に関する相手方の主張を真実と認めることができる。

Ⓐ：ア Ⓑ：イ Ⓒ：ウ Ⓓ：エ Ⓔ：オ

設問7 申立事項と判決事項に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア XのYに対する甲土地の所有権確認訴訟において、審理の結果、甲土地の所有権者はYであることが判明してそのまま結審した場合には、裁判所はYの所有権を確認する判決をするべきである。
- イ 1000万円の貸金返還請求訴訟において、審理の結果、当該貸金は1200万円であり、かつ、返済されていないことが明らかになりそのまま結審した場合には、裁判所は1200万円の支払いを命じる給付判決をするべきである。
- ウ 境界確定訴訟において、審理の結果、境界線が不明であると判断した場合には、裁判所は請求を棄却する判決をするべきである。
- エ 残存債務が300万円を超えて存在しないことの確認を求める訴えにおいて、審理の結果、残存債務額が400万円であることが明らかになりそのまま結審した場合には、裁判所は債務は400万円を超えては存在しないことを確認する判決をするべきである。
- オ 500万円の売買代金支払請求訴訟において、審理の結果、被告主張の売買目的物の引渡しに関する同時履行の抗弁が認められる場合には、裁判所は原告の請求を棄却する判決をするべきである。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問8 一部請求訴訟に関する次の記述のうち、判例に照らして正しいものを1つ選びなさい。

- ア 明示の一部請求訴訟において訴訟物となるのは、債権のうちの訴求された一部ではなく債権全体である。
- イ 明示の一部請求訴訟において請求認容判決が下されて確定した後に残額請求がなされた場合には、残額請求は訴えの利益を欠き不適法とされる。
- ウ 明示の一部請求訴訟において請求棄却判決が下されて確定した後に残額請求がなされた場合には、残額請求は信義則により排除される。
- エ 一部請求訴訟において被告から過失相殺が主張された場合には、債権の一部請求部分から過失相殺による控除が行われる。
- オ 明示の一部請求訴訟がなされた場合には、債権全体について時効中断の効力が生じる。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問 9 既判力に関する次の記述のうち、正しいものの組合せを1つ選びなさい。

- ア 既判力は、後訴において、前訴の勝訴当事者に不利に作用することはない。
- イ 前訴において主張可能であった弁済の事実を主張せずに敗訴した被告が、既判力が作用する関係にある後訴において、当該弁済の事実を主張することは許されない。
- ウ 前訴において既に発生していた取消事由に基づく取消権を主張しなかった被告が、既判力が作用する関係にある後訴において、当該取消権を主張することは、判例によれば許されない。
- エ 前訴において既に相殺適状にあったにもかかわらず相殺の意思表示をせずに敗訴した被告が、既判力が作用する関係にある後訴において相殺の主張をすることは、判例によれば許されない。
- オ 前訴において行使が可能であったにもかかわらず建物買取請求権を主張せずに敗訴した被告が、既判力が作用する関係にある後訴において建物買取請求権を行使することは、判例によれば許されない。

- Ⓐ : アとオ Ⓑ : イとウ Ⓒ : イとウとエ
- Ⓓ : イとウとオ Ⓔ : イとオ

設問 10 XのYに対する所有権に基づく土地明渡請求訴訟において、請求認容判決が下されて確定したとする。この判決の既判力が及ぶと解される者の組合せを1つ選びなさい。

- ア Y。
- イ Xの訴え提起以前から、当該土地の管理をYから任されている管理人。
- ウ Xの訴え提起以前から、当該土地をYから賃借している者。
- エ 判決確定後に、当該土地を無断で占有している者。
- オ 判決確定後に、Yを相続した者。

- Ⓐ : アとイとウ Ⓑ : アとイとオ Ⓒ : アとウとオ
- Ⓓ : アとオ Ⓔ : イとエ

--- このページは空白です ---

【刑事訴訟法 問題】

設問1 2009年から実施予定の裁判員の参加する刑事裁判（以下、裁判員裁判という）に関する次の説明について、誤っているものの組合せを1つ選びなさい。

- ア 裁判員裁判の対象事件は、第1回公判期日前に、公判前整理手続に付さなければならない。
- イ 裁判員裁判の対象事件は、死刑または無期の懲役もしくは禁錮にあたる罪に係る事件を除く軽微な事件である。
- ウ 裁判員は、裁判長の許可があっても、証人尋問や被告人質問をすることはできない。
- エ 事実の認定と法令の適用、そして刑の量定は、合議体の構成員である裁判官と裁判員との合議による。
- オ 法令の解釈に係る判断と訴訟手続に関する判断は、合議体を構成する裁判官の合議による。

Ⓐ：アとイ Ⓑ：イとウ Ⓒ：ウとエ Ⓓ：エとオ Ⓔ：アとオ

設問2 最高裁判例を前提とした場合、所持品検査に関する説明として誤っているものの個数を1つ選びなさい。

- ア 司法警察活動（捜査）の場合と異なり、行政警察活動の場合には法律の定めがなくても身体の拘束が許されるので、所持品検査も許される。
- イ 所持品検査は、原則として相手方の承諾を得て行わなければならないが、所持品検査の必要性、緊急性、これによって害される個人の法益と保護されるべき公共の利益との権衡などを考慮し、具体的状況のもとで相当と認められる場合、承諾を得なくても許容されることがある。
- ウ 相手方の承諾のない所持品検査は常に捜索にあたるから、裁判官が事前に発する令状がなければ行うことはできない。
- エ 所持品検査は、それが捜索にあたる場合でも、必要性、緊急性、相当性が認められれば令状がなくても許容される。
- オ 捜索にあたる行為は所持品検査として行うことはできない。

Ⓐ：0個 Ⓑ：1個 Ⓒ：2個 Ⓓ：3個 Ⓔ：4個

設問3 捜査段階における逮捕と勾留との異同に関する次の説明について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の正しい組合せを1つ選びなさい。

- ア 勾留請求の権限は検察官だけが有するが、逮捕の場合は、検察官と司法警察員（警察官たる司法警察員の場合はいわゆる指定警部以上の者）に令状の請求権がある。
- イ 勾留中の被疑者は、刑事訴訟法所定の要件の下に制限される場合を除いて、弁護人または弁護人となろうとする者以外の者とも接見することができる。これに対して、逮捕中の被疑者には弁護人または弁護人となろうとする者以外の者との接見を許容する明文規定は刑事訴訟法にはない。
- ウ 逮捕の場合、現行犯のように無令状逮捕ができる場合があるが、勾留については無令状の勾留は認められていない。
- エ 刑事訴訟法の定める一定の法定刑にあたる事件では、逮捕中であれば勾留中であれば身体を拘束された被疑者には国選弁護人の選任請求権がある。

- (a) : ア○ イ× ウ○ エ×
(b) : ア× イ○ ウ× エ○
(c) : ア○ イ○ ウ× エ○
(d) : ア○ イ× ウ× エ○
(e) : ア○ イ○ ウ○ エ×

設問4 捜索・差押に関する最高裁判例の見解と異なるものに×、異なるとはいえないものに○を付した場合の正しい組合せを1つ選びなさい。

- ア 令状によりパソコン、フロッピーディスク等を差し押える場合、被疑事実に関する情報が記録されているかをその場で確認していたのでは記録された情報が損壊される危険があるときは、内容を確認することなしにそのパソコン、フロッピーディスク等を差し押えることが許される。
- イ Aに対する覚せい剤取締法違反被疑事件で、AとBが居住する甲マンションの居室を捜索場所とする捜索差押許可状が発付され、この許可状に基づき居室の捜索が実施された場合、同室に居たBが携帯するボストンバッグについては、その捜索差押許可状に基づいて捜索することが許される場合がある。
- ウ 憲法及び刑事訴訟法は、差押は差し押えるべき物を明示した令状によらなければならない旨を定めているが、その趣旨からすると、令状に明示されていない物の差押が禁止されるばかりでなく、捜査機関が専ら別罪の証拠に利用する目的で差押許可状に明示された物を差し押えることも禁止される。
- エ 捜索・差押許可状の請求を受けた裁判官は、犯罪の態様、軽重、差押物の証拠としての価値、重要性、差押物が隠滅毀損されるおそれの有無、差押によって受ける被差押者の不利益の程度その他諸般の事情に照らし明らかに差押の必要がないと認められる場合には令状を発付しないことができる。

- (a) : ア○ イ× ウ○ エ×
(b) : ア○ イ○ ウ× エ×
(c) : ア○ イ○ ウ○ エ○
(d) : ア× イ○ ウ× エ×
(e) : ア× イ× ウ○ エ○

設問5 告訴に関する次の説明について、誤っているものの組合せを1つ選びなさい。

- ア 親告罪においては告訴が訴訟条件であるから、告訴がないまま親告罪について検察官が起訴した場合、免訴判決で手続が打ち切られる。
- イ 共犯者の一人に対してなされた告訴の効力は、告訴権者の意思を尊重して、他の共犯者には及ばないものとされている。
- ウ 犯罪の被害者が死亡した場合、その配偶者は告訴権者である。
- エ 告訴は口頭または書面で行われるが、口頭による告訴を受けた場合、司法警察員は調書を作成しなければならない。
- オ 被害届は、犯罪事実の申告にとどまるものである限り、告訴ではない。

Ⓐ : アとイ Ⓑ : イとウ Ⓒ : ウとエ Ⓓ : エとオ Ⓔ : アとオ

設問6 以下は訴因変更の可否に関する最高裁判例の一節である。() 内にアからカまでの語のうち、適切な語を挿入して意味の通る文章にしたときに、不要な語が2つ残る。その組合せを1つ選びなさい。

「『被告人甲は、公務員乙と共謀のうえ、乙の職務上の不正行為に対する謝礼の趣旨で、丙から賄賂を収受した』という枉法収賄の訴因と、『被告人甲は、丙と共謀のうえ、右と同じ趣旨で公務員乙に対して賄賂を供与した』という贈賄の訴因とは、収受したとされる賄賂と供与したとされる賄賂との間に()がある場合には、両立しない関係にあり、かつ一連の同一事象に対する法的評価を異にするに過ぎないものであって、()関係においては()であるといえることができる。したがって、右の2つの訴因の間に()を認めた原判断は正当である。」

ア 公訴事実の単一性 イ 単一 ウ 事実上の共通性
エ 同一 オ 公訴事実の同一性 カ 基本的事実

Ⓐ : アとイ Ⓑ : イとウ Ⓒ : ウとエ Ⓓ : エとオ Ⓔ : オとカ

設問7 挙証責任に関する次の説明について、正しいものの組合せを1つ選びなさい。

- ア 通説によれば、構成要件該当事実について挙証責任は検察官にあるが、違法性や責任を阻却する事実についての挙証責任は被告人にある。
- イ 自白の任意性の挙証責任は、被告人が任意性を争っている場合でも、検察官にある。
- ウ 通説によれば、故意・過失のような犯罪の主観的要素の挙証責任は被告人にある。
- エ 通説によれば、訴訟条件たる事実は検察官が挙証責任を負う。

Ⓐ : アとイ Ⓑ : イとウ Ⓒ : ウとエ Ⓓ : エとイ Ⓔ : アとウ

設問8 次の説明について、正しいものの組合せを1つ選びなさい。

- ア 通説によれば、厳格な証明と自由な証明は証明の程度による区別である。
- イ 通説によれば、被告人の死亡等の訴訟法的事実は、その重要性に鑑み、厳格な証明による。
- ウ 通説によれば、検察官による犯罪事実の証明は厳格な証明によるべきであるが、無罪を推定される被告人による犯罪事実の不存在の証明は自由な証明による。
- エ 自由な証明で足りる場合には伝聞法則は適用されない。
- オ 通説によれば、犯罪事実には属さない、単なる情状事実は自由な証明による。

Ⓐ : アとエ Ⓑ : イとオ Ⓒ : ウとエ Ⓓ : エとオ Ⓔ : アとオ

設問 9 強盗事件において、強盗犯人の人相や体格について供述した被害者 A の供述録取書が捜査段階で作成され、検察官から被告人が有罪であることを立証する実質証拠として証拠調べ請求されたと仮定せよ。次の被害者 A の供述録取書のうち、証拠能力が認められないものの組合せを 1 つ選びなさい。いずれの場合も、供述録取書には A の署名・押印があり、特信性もあるものとする。

- ア 裁判官の面前で録取された書面であって、A が重病のために公判期日に出廷できない場合。
- イ 検察官の面前で録取された書面であって、A が証人として公判期日に出廷し、供述録取書の供述内容と実質的に異なる供述をした場合。
- ウ 司法警察職員の面前で録取された書面であって、A が証人として公判期日に出廷し、供述録取書の供述内容と相反する供述をした場合。
- エ 弁護人の面前で録取された書面であって、A が証人として公判期日に出廷し、供述録取書の供述内容と実質的に異なる供述をした場合。
- オ 検察官と被告人とが供述録取書を証拠とすることに同意した場合。

Ⓐ : アとイ Ⓑ : イとウ Ⓒ : ウとエ Ⓓ : エとオ Ⓔ : アとオ

設問 10 甲に免訴判決を言い渡すべきではないものを 1 つ選びなさい。

- ア 甲が、2004年5月1日にA宅に住居侵入し、高級時計を窃取したところ、その後、住居侵入罪の訴因で起訴され有罪判決を受け、それが確定した。その後に、甲が同一日時のA宅での高級時計の窃盗罪の訴因で2007年4月30日に起訴された場合。
- イ 甲が、2003年3月1日にPから宝石（時価50万円）を盗み取ったとの窃盗罪の訴因で2004年9月20日に起訴されたが、無罪判決を受けて、それが確定した後に、検察官が、上記窃盗行為は詐欺罪を構成するものとして、甲について、2006年4月1日に、詐欺罪の訴因で起訴した場合。
- ウ 甲が、1970年5月1日にAを殺害したという殺人罪の訴因で、1997年4月30日に起訴された場合。
- エ 甲が、1970年5月1日にAを殺害したという殺人罪の訴因で、1997年4月30日に起訴されたが、1991年5月1日から1992年4月30日まで国外に逃亡していた場合。
- オ 甲は、1970年5月1日にAを殺害したという殺人罪の訴因で1997年4月30日に起訴されたが、A殺害という同じ殺人罪の訴因で1992年5月1日に起訴されて、その後公訴棄却の判決を言い渡され、この公訴棄却の判決が1995年4月30日に確定していた場合。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

--- このページは空白です ---

【行政法 問題】

設問 1 国家賠償法に関する次の記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の正しい組合せを1つ選びなさい。

- ア 国家賠償法第1条は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が不法行為を行った場合に国又は公共団体が被害者との関係で損害賠償責任を負うことを定めた規定であり、ここで「公権力の行使」というのは、抗告訴訟の対象となる「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」（行政事件訴訟法第3条第2項）にほぼ等しい。
- イ 国家賠償法第2条は公の营造物の設置・管理に瑕疵があった場合の国又は公共団体の損害賠償責任について定めたもので、ここで「公の营造物」というのは国又は公共団体が設置管理している人工公物をいう。
- ウ 国家賠償法第1条は過失責任であり、国家賠償法第2条は無過失責任であるので、例えば道路の設置管理の瑕疵とは、道路の形状等に物理的な欠点があれば、管理の態様如何にかかわらず賠償責任が肯定される。

- Ⓐ : ア× イ○ ウ○ Ⓑ : ア× イ○ ウ× Ⓒ : ア○ イ× ウ×
Ⓓ : ア○ イ× ウ○ Ⓔ : ア× イ× ウ×

設問 2 行政事件訴訟法第3条第2項にいう「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に関する次の記述について、最高裁判所の判例に照らし、明らかに誤りであるものの個数を1つ選びなさい。

- ア 関税定率法第21条第3項による税関長の通知は抗告訴訟の対象となる行政処分である。
- イ 墓地の管理者に異教徒の埋葬拒否を認めないとした通達は抗告訴訟の対象となる行政処分である。
- ウ 土地区画整理事業計画は抗告訴訟の対象となる行政処分である。
- エ 交通反則金通告は抗告訴訟の対象となる行政処分である。

- Ⓐ : 0個 Ⓑ : 1個 Ⓒ : 2個 Ⓓ : 3個 Ⓔ : 4個

設問3 2004年の行政事件訴訟法改正の内容に関する次の記述について、明らかに誤りであるものの個数を1つ選びなさい。

- ア 行政事件訴訟法の目的として「行政の適法性の確保」の文言が加えられた。
- イ 抗告訴訟の類型として「義務付けの訴え」と「差止めの訴え」が新たに法定された。
- ウ 取消訴訟の原告適格について、「法律上の利益」の文言を「法的利益」の文言に代えて、原告適格の拡大の意図を明確にした。
- エ 取消訴訟の被告適格について、従来「行政庁」であったものがすべて「行政庁の所属する国又は公共団体」となった。
- オ 審理の充実のために、職権証拠調べに加えて職権探知主義が導入された。
- カ 仮の救済として、仮の差止めと仮の義務付けが新たに認められたが、執行停止に関する文言の修正はなかった。
- キ 内閣総理大臣の異議の規定が削除された。

Ⓐ : 3個 Ⓑ : 4個 Ⓒ : 5個 Ⓓ : 6個 Ⓔ : 7個

設問4 行政行為の効力に関する次の記述について、明らかに誤りであるものの個数を1つ選びなさい。

- ア 行政行為は、たとえ違法であっても、無効と認められる場合でない限り、権限ある行政庁または裁判所が取り消すまでは、一応効力のあるものとして通用し、相手方はもちろん、他の行政庁、裁判所、その他の第三者もその効力を否定できない。これを行政行為の公定力という。
- イ 行政行為の違法を争う行政不服申立てや取消訴訟は、一定の期間内に提起しなければならず、その期間を過ぎれば、原則として正規の手続きでは争えない。これを行政行為の不可変更力という。
- ウ 行政行為によって課せられた義務を私人が任意に履行しない場合に、行政庁は、自ら実力を行使して義務の内容を実現することができることがある。これを行政行為の自力執行力という。
- エ 違法な行政行為によって損害を受けた私人は国家賠償請求訴訟を提起して損害の賠償を求めることができる。この場合、行政行為の公定力により、あらかじめ取消訴訟を提起して当該行政行為を取り消しておくのが原則である。
- オ 営業停止命令が違法である場合にはその取消訴訟を提起すべきであり、出訴期間経過後には、行政行為の公定力により、営業停止命令の違法を主張できない。そのため、たとえば、営業停止命令に従わない者に対して罰則を科すための刑事訴訟手続において、被告人は、当該営業停止命令が違法であるという主張を抗弁として主張することができない。
- カ 一般に行政行為には自力執行力があるから、営業停止命令に従わない食堂に対して行政庁は実力で営業停止命令を強制することができる。

Ⓐ : 0個 Ⓑ : 1個 Ⓒ : 2個 Ⓓ : 3個 Ⓔ : 4個

設問 5 行政手続法に関する次の記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の正しい組合せを1つ選びなさい。

- ア 行政手続法は、行政処分手続を申請に対する処分手続と不利益処分手続の二つに大別し、それぞれに関する手続規律を定めている。申請を拒否する処分は申請に対する処分でありかつ不利益処分でもあるので両方の手続規律に服する。
- イ 行政手続法は、行政指導に関しても一定の手続規律を定めている。たとえば、原則として行政指導の相手方に行政指導の趣旨、内容、責任者を示すことが必要であるという考え方の下で、相手方が書面でこれらの事項の説明を求めた場合には書面でこれらの事項を示さなければならない。
- ウ 行政手続法のもとでは、不利益処分手続として弁明手続と聴聞手続が区別されており、行政庁は裁量でそのいずれかの手続をとることが求められる。もっとも、後の訴訟で、手続の選択裁量が逸脱・濫用されたと判断された場合には、行政手続をやり直さなければならない。

- Ⓐ : ア× イ○ ウ○ Ⓑ : ア× イ○ ウ× Ⓒ : ア○ イ× ウ×
Ⓓ : ア○ イ× ウ○ Ⓔ : ア× イ× ウ×

設問 6 行政指導に関する次の記述について、正しいものの組合せを1つ選びなさい。

- ア 行政指導について任意の協力が得られない場合には、行政活動への公平性の要請や当該不服従行為の反社会性から、罰則をかけることも可能である。
- イ 行政指導について任意の協力が得られない場合には、法律に行政指導に従わない場合には公表することができる旨定めがある場合に、公表を行うことができる。
- ウ 行政指導について任意の協力が得られない場合には、行政活動の公平性の要請から、例えば水道供給の申込みを拒否することも可能である。
- エ 行政機関が執拗に行政指導を行ったため、相手方が明確に行政指導には従わないとの意思を表示している場合に、なお行政指導を継続したときは、違法な行政活動として国家賠償法による損害賠償が認められることがある。
- オ 行政指導も行政機関の行う活動であるから、当然、当該行政指導に不服がある場合は、その取消訴訟（行政事件訴訟法第3条第2項）を提起できる。

- Ⓐ : アとオ Ⓑ : イとウ Ⓒ : イとエ Ⓓ : アとエ Ⓔ : ウとオ

設問 7 法律による行政の原理には法律優位の原則と法律留保の原則が含まれるとされている。法律による行政の原理に関する次の記述について、正しいものの個数を1つ選びなさい。

- ア 法律優位の原則によると、行政機関が行政活動を行う場合には、いかなる場合であっても法律に違反してはならない。
- イ 法律による行政の原理にいう「法律」とは、国会制定法を意味する。
- ウ 法律留保の原則について侵害留保論の立場に立てば、補助金の給付決定をする場合には、法律に具体的な定めがあることが必要である。
- エ 法律による行政の原理では、行政活動を規律する法律の内容は問わないとされている。
- オ 法律優位の原則はすべての行政活動に適用される。

Ⓐ : 0 個 Ⓑ : 1 個 Ⓒ : 2 個 Ⓓ : 3 個 Ⓔ : 4 個

設問 8 行政機関による法規範の定立に関する次の記述について、正しいものの組合せを1つ選びなさい。

- ア 行政機関により定立される行政立法には、一般に法規命令と行政規則があるとされている。
- イ 行政機関が法規命令を定める場合には、必ず法律の具体的な委任に基づいて行う必要がある。
- ウ 行政機関が行政規則を定める場合には、法律に基づいて定める必要がある。
- エ 行政機関が法律の統一的な解釈運用のために制定する解釈規則は、法的効力を有さないと解されている。
- オ 行政機関が法律に基づき法規命令を制定する場合には、当該法律には法規命令を制定する機関が指定されており、「政令による」と規定されていれば、内閣総理大臣が制定することになる。

Ⓐ : アとイ Ⓑ : イとウ Ⓒ : イとオ Ⓓ : アとエ Ⓔ : ウとオ

設問 9 訴えの利益に関する次の記述について、最高裁判所の判例に照らし、正しいものの組合せを1つ選びなさい。

- ア 運転免許停止処分を受け、停止期間の経過した後、無事故、無違反で1年を経過した場合は、停止処分を理由に不利益な取扱を定めた法令の規定はないから、訴えの利益は消滅する。
- イ 公園使用許可申請拒否処分取消訴訟で、その審理中に公園使用日の期日を経過した場合には、訴えの利益は消滅しない。
- ウ 保安林指定解除処分取消訴訟の審理中に、代替施設が完成して周辺住民の洪水等の危険が解消された場合には、訴えの利益は消滅しない。
- エ 土地改良事業施行認可処分取消訴訟の審理中に、工事及び換地処分が完成した場合には、訴えの利益は消滅しない。
- オ 建築確認取消訴訟の審理中に、当該建築物の建築工事が完了した場合には、訴えの利益は消滅しない。

Ⓐ : アとイ Ⓑ : イとウ Ⓒ : アとエ Ⓓ : ウとエ Ⓔ : イとオ

設問 10 行政上の強制徴収に関する次の記述について、正しいものの組合せを1つ選びなさい。

- ア 行政上の強制徴収の典型例の一つは、税金の滞納に関する滞納処分手続である。
- イ 公営住宅の使用料滞納のように、法律上明文の規定がなくても、行政活動に起因するものであれば、行政上の強制徴収をすることができる。とされている。
- ウ 行政上の強制徴収としての滞納処分についても、勝訴判決による債務名義は必要である。
- エ 行政代執行の費用は、強制徴収することができる。

Ⓐ : アとイ Ⓑ : イとウ Ⓒ : アとウ Ⓓ : アとエ Ⓔ : イとエ